



立入禁止区域の見直し

令和3年7月31日正午 適用

搜索活動の方法や重点範囲に見直しがあったことから「立入禁止区域」(赤枠)を見直します。
 あわせて「調整区域」のうち、緑色で表記する主要ライフライン未復旧区域についても復旧の進捗にあわせて見直し、ピンク色で表記していた搜索活動拠点については規模縮小のため削除しました。
 また、オレンジ色で表記する建物は「立入禁止区域」から除外し立ち入ることができるようになります
 が、可能性を否定できない土石流の再発などを考慮して現状での居住は困難と判断し「特定建物」としました。
 なお、「立入禁止区域」、「調整区域」、「特定建物」は今後のライフラインの復旧や防災工事の進捗などにより順次更新いたします。

「立入禁止区域」と「調整区域」の見直しに伴い帰宅される皆様におかれましては、復旧工事に伴う騒音や埃、交通規制、路線バスの運休など、まだまだ困難な生活が続きますが、搜索活動と復旧工事へのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、交通安全と防犯・防火、そして、いつ起こってもおかしくない災害への備えを怠ることなく続けていただきますようお願い申し上げます。

縮尺 1 : 2500

